

備えの種をまこう。🌱

家畜共済

ニーズに応じた補償が選べます！

補償される期間

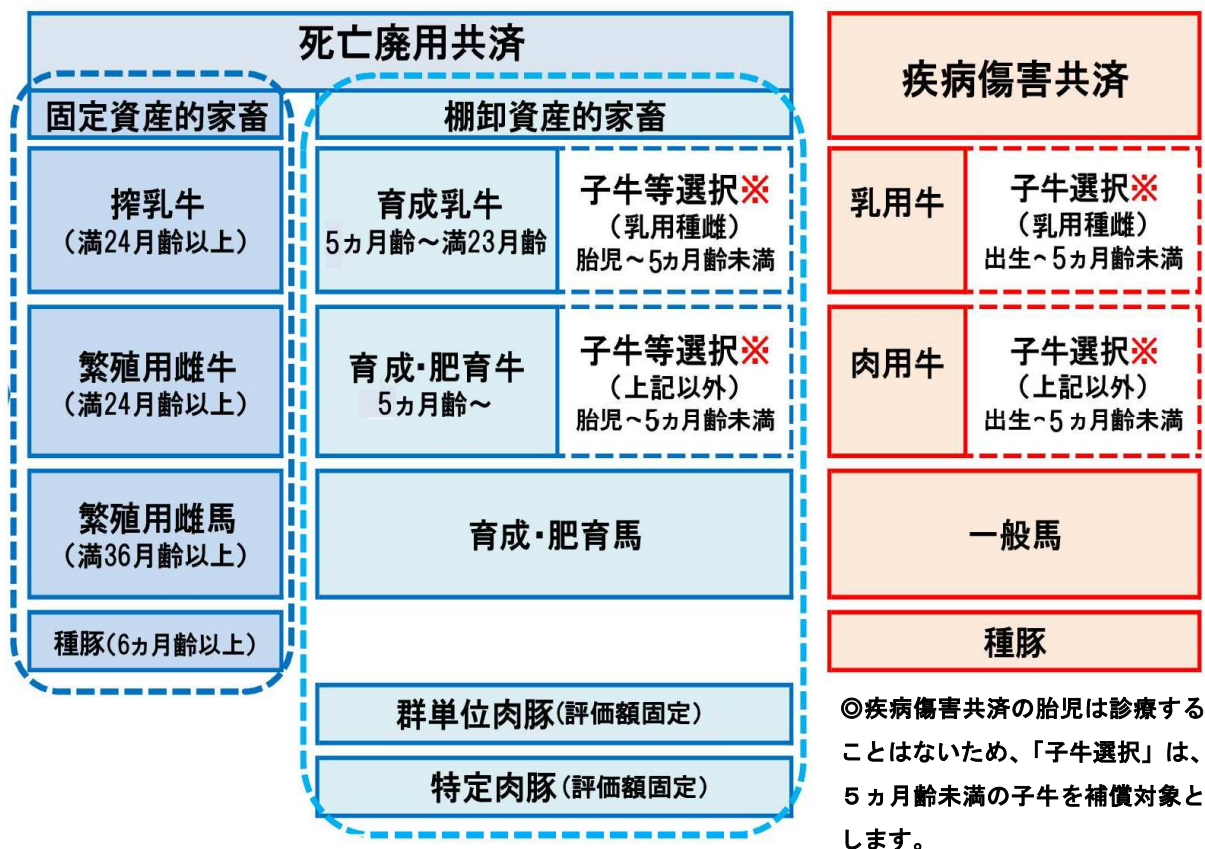
NOSA Iが加入申込を承諾して、農家から掛金の払込みのあった日（共済掛金納付）の翌日から原則として1年間です。　《更新時に補償内容の変更が可能です》

補償の対象と引受区分

加入は、包括共済家畜区分ごとになります。

各包括区分を組み合わせて加入することができます。

包括区分に含まれる家畜はすべて加入（包括加入）が必要となります。



死亡廃用共済と疾病傷害共済に分離されますので、どちらか一方のみの加入やそれぞれ別の補償割合や事故除外方式も選択できます。

死亡廃用共済では、子牛等（胎児を含む）を共済目的とするか否かを加入者が選択できます。

※ 胎児は、その母牛に対する授精の日から起算して 240 日以上又はその母牛に対する受精卵移植の日から起算して 233 日（その受精卵の発育に要した日数が 7 日でないことが確認できる場合にあっては、240 日から当該日数を差し引いた日数）以上に達したものが対象となります。

※ 育成乳牛の子牛選択をしている場合、乳用種の雄（胎児）も対象になります。

疾病傷害共済では、子牛を共済目的とするか否かを加入者が選択できます。

死亡廃用共済について

○引受対象

- ・「**期首時点で存在する家畜**」と加入期間中に「**導入予定の家畜**」を農家からの申告により引受します。
- ・子牛等を選択する場合は「出生予定頭数」と「胎児死予定頭数」を農家の申告により、引受対象にできます。

補償内容は

- 事故の補償内容により**一般方式**と**事故除外方式**の2種類より**選択**することができます。

一 般 方 式（すべての事故が対象となります）

故意により発生した共済事故以外の**死亡・廃用事故が補償の対象**となります。

ただし、その事故の原因によって受け取った補償金・手当金等の金額は差し引かれます。

事 故 除 外 方 式（特定の事故が対象となります）

補償の対象とする事故を限定し、農家負担掛金を低く抑える加入方式です。

補償の対象とする事故	除外する事故	家畜区分	方式
火災、伝染病の疾病及び自然災害による死亡事故・廃用事故※1	通常の死亡事故 通常の廃用事故	搾乳牛 育成乳牛	1号イ
		繁殖用雌牛 育成・肥育牛	2号イ
		繁殖用雌馬 育成・肥育馬	3号
		種豚	4号イ
火災、伝染病の疾病及び自然災害による死亡事故・廃用事故※1 + 一般の死亡事故	通常の廃用事故	搾乳牛 育成乳牛	1号ロ
		繁殖用雌牛 育成・肥育牛	2号ロ
火災、伝染病の疾病及び自然災害による死亡事故・廃用事故※1 ※2 + 一般の死亡事故 + 4号・7号の廃用事故	1号、2号、3号の廃用事故	繁殖用雌牛 育成・肥育牛	2号ハ
		種豚	4号ロ
火災、伝染病の疾病及び自然災害による死亡・廃用事故※1 + 一般の死亡事故 + 1号・2号・3号・4号・7号の廃用事故	5号、6号の廃用事故	搾乳牛 育成乳牛	1号ハ
火災、伝染病の疾病及び自然災害による死亡※1	通常の死亡事故	肉豚	5号

※1・特定事故：火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第2条第1項の家畜伝染病及び第4条第1項の届出伝染病に限ります）、又は風水害その他の気象上の原因（地震及び噴火を含みます）による事故

・肉豚における届出伝染病は豚テシオウイルス性脳脊髄炎及びニパウイルス感染症に限る

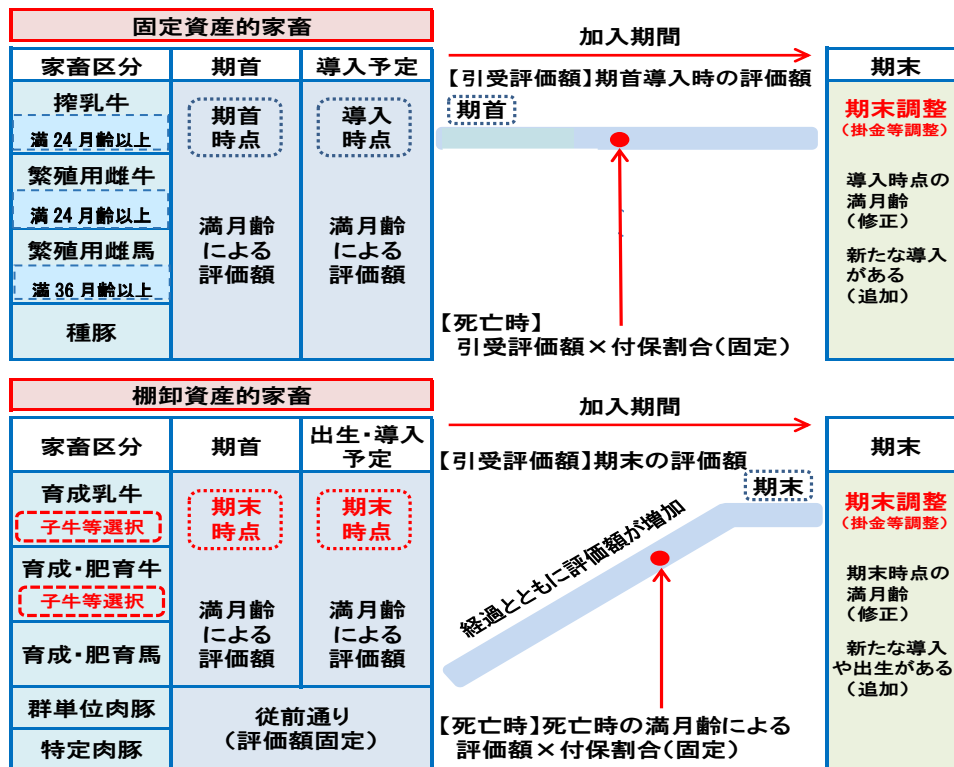
※2 1号・2号・3号に該当する廃用事故を除く

廃用事故の対象となるのは次のとおりです。

1号	疾病、不慮の傷害によって死にひんしたとき。
2号	不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。
3号	骨折、は行、両眼失明、BSE、牛伝染性リンパ腫、創傷性心のう炎又は特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。
4号	盗難その他の理由によって行方不明となった日から30日以上生死が明らかでないとき。
5号	乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が繁殖能力を失ったとき。
6号	乳牛の雌が泌乳能力を失ったとき。
7号	牛が出生時において奇形または不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなきとき。

○付保割合と共済金額

- 「共済金額」は、申告のあった加入頭数分の共済価額（評価額）に、加入申込時点で包括共済家畜区分ごとに8割から2割の間で選択できる「付保割合」を乗じて決まります。



※「子牛等選択」の場合、出生を見込んだ子牛は分娩予定月から期末時点での満月齢を計算して引受します
 掛金期間中に満24月齢を迎える育成乳牛および育成・肥育牛は、満24月齢を迎えた時点で搾乳牛および繁殖用雌牛になるよう引受頭数に加算されます。

○共済金額の変更

- 掛金期間中に家畜の著しい増減があった場合は、個体評価額の合計を再計算した上で共済金額の変更を行うことも可能です。

○期末調整

- 掛金期間終了時点で、確定した導入・出生・胎児死頭数から引受頭数を確定する「**期末調整**」を必ず行います。

〈期首(申告)〉	〈期中〉	〈期末〉	〈期末確定後〉
期首頭数	導入・譲渡などの異動があっても付保割合は変動しません	期首頭数	牛個体識別情報等で、期中の飼養実績頭数を確定し、共済掛金、共済金を再計算します
導入予定頭数		導入頭数	
出生予定頭数	ただし、大規模な異動があったときは、2週間以内に増額等を申し出ることができます	出生頭数	
胎児死亡予定頭数		胎児死亡頭数	

期末調整では生まれた日から期末の月齢を計算します。(事故になっていても同じ)

- 共済価額に差額が生じた場合、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を再計算し、**共済掛金及び共済金の差額を徴収または返還**します。

○共済金の支払い

支払われる死亡廃用共済金は、次式により算定されます。

$$\text{死廃共済金} = \{ \text{死廃事故家畜の価額} - (\text{肉皮等残存物価額 (基準額)} + \text{補償金等}) \} \times \text{付保割合}$$

(注1) 肉皮等残存物価額が基準額を下回った場合は、肉皮等残存物価格は基準額を用いて算出します。

(注2) 組合員毎の過去の被害率が一定水準を超える場合は、死亡廃用共済の支払額に限度が設けられます。

(注3) 胎児の場合、胎児評価額×付保割合(固定)で共済金を算定します。

牛伝染性リンパ腫の取扱い

牛伝染性リンパ腫に関しては、特例的に次の損害も共済金の支払対象となります。

- ・屠畜場にて牛伝染性リンパ腫と診断され全部廃棄となったことが分かる書類を添付して共済金を請求した場合は、共済金の支払対象となります。
- ・家畜商などの譲受人に譲渡後、牛伝染性リンパ腫と診断され、譲受人が加入者に賠償を求め、これに加入者が応えた場合は、共済金の支払対象となります。

疾病傷害共済について

○引受対象

- ・「期首時点で存在する家畜」を農家からの申告により引受します。

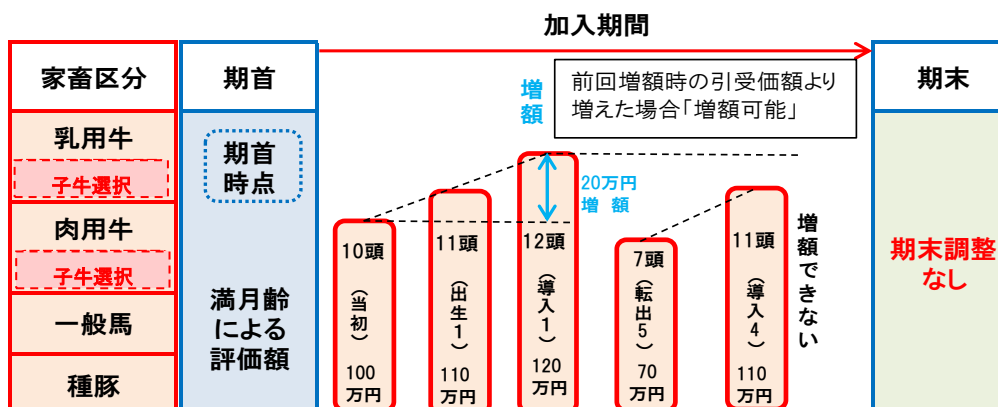
○共済金額

- ・病傷共済金額は、病傷支払限度額の範囲内で自由に選択できるようになりました。
- ・病傷共済金額を超えた病傷事故の診療代(限度超過)は、農家負担となります。

共済金額は次のA、Bのいずれか低い金額となります。

$$\begin{aligned} A &= \frac{\text{引受価額 (包括共済区分の合計)}}{\text{}} \times \frac{\text{支払限度率 (包括共済区分ごと)}}{\text{}} \times \frac{\text{農家選択割合 (農家選択上限100\%)}}{\text{}} \\ B &= 50\text{万円} \times \frac{\text{引受頭数 (包括共済区分ごと)}}{\text{}} \times \frac{\text{支払限度率 (包括共済区分ごと)}}{\text{}} \end{aligned}$$

- ・病傷支払限度額は、引受時に飼養されている家畜の引受評価額の合計(引受価額)から設定します。
- ・期間中に導入や出生があり、増減があった場合、異動から2週間以内にNOSA Iへ通知することにより共済金額の変更を行うことが可能です。



※導入予定個体、出生予定個体、胎児は含みません

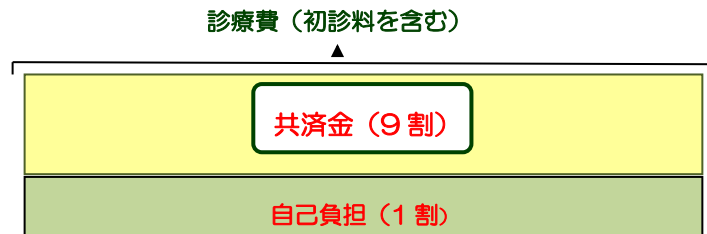
※継続引受において、期首時点の飼養頭数が0頭の場合、期間中に最初に家畜を飼養した時に共済金額を増額します

※減額を一度行くと増額が出来なくなります

補償内容は

- 家畜が疾病や傷害で獣医師の診療を受けた場合に、診療費の 9 割を共済金として支払います。
- ※初診点数を含めた診療費全体の 1 割と給付基準以外の診療は、自己負担となります。

診療費の自己負担



※家畜共済診療点数等で定められた初診点数は 1,560 円です。
診療施設によって初診料を請求される場合があります。

～死亡廃用共済と疾病傷害共済について～

農家負担共済掛金等

○共済掛金関係

- すべての共済関係について、個人ごとの過去の被害実態に応じた危険段階別共済掛金率を適用します。
 - 農家が負担する掛金は、この共済掛金総額から国が負担する共済掛金（総額のおおよそ 1/2）を差し引いた金額となります。
- 農家に負担していただく掛金等は、次式により算定されます。

$$\text{農家負担額} = (\text{共済金額} \times \text{掛金率} - \text{国庫負担額}) + \text{事務費賦課金} ※$$

※業務の執行に要する経費で、総代会で承認を得た金額等により算出します。

掛金の分納

- 包括加入の場合の共済掛金は、一括又は分割して納入（2回又は4回）することができます。
（ただし、農家負担共済掛金の額が、事業規程等で定める金額(家畜区分ごとに5万円以上)であるもので、分納申請書の提出が必要です）

危険段階別掛金率の設定

- すべての加入単位ごとの適用される掛金率に危険段階が設定されます。
- 危険段階別掛金率は、家畜区分ごとに適用されます。
- 農家に適用する危険段階区分は、農家の過去10年間の加重平均損害率により毎年判定します。



●こんなときは、共済金の支払いができません

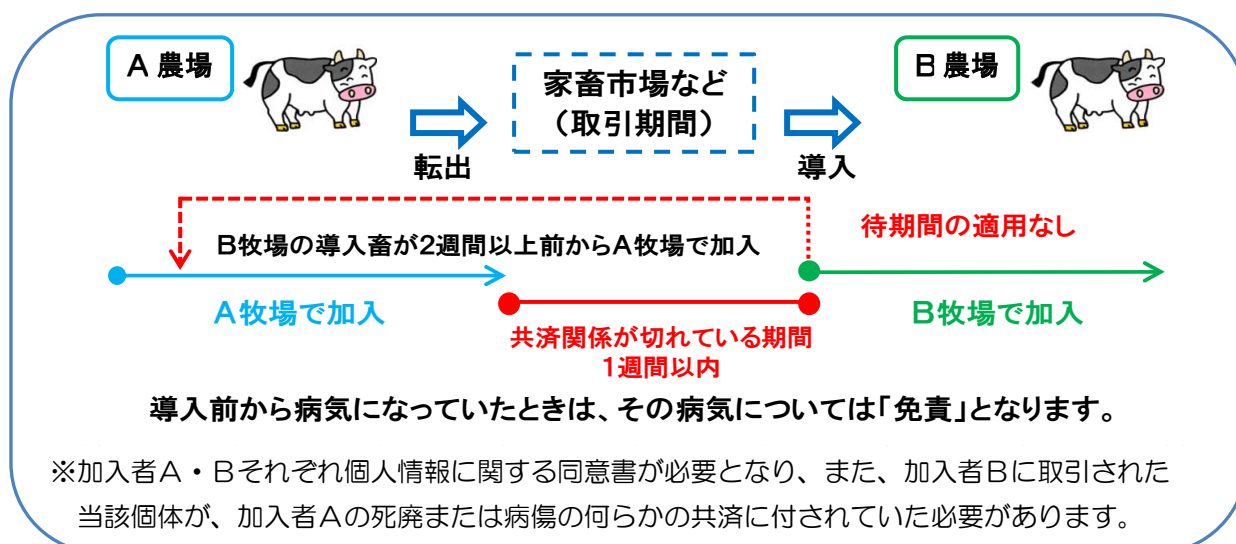
- ① 加入前の病気やケガ、又はそれらが原因で生じた事故。
- ② 新たな加入や導入をしてから2週間以内（待期間）に事故が発生したとき。
（事故の原因が、外傷など共済責任開始後に発生したことが明らかな場合など、待期間を適用しない場合があります）
- ③ 加入申込の際に重大な過失等により、不実の通知をした場合。
- ④ 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込みが遅れた場合。
- ⑤ 事故発生通知が遅延したことにより対象物が損なわれ、共済事故、死亡年月日、飼養状況等が現地で確認出来ない場合。

●次の場合は、支払共済金を減額します。

- ① 農家が、通常すべき管理その他損害防止を怠った場合。
- ② 農家が、NOSA I から損害防止のために特に必要な処置をすべきことを指示されたときにその指示に従わなかった場合。
- ③ 病傷事故発生通知または病傷事故診断書の提出が遅延した場合。

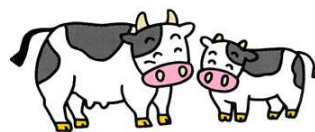
待期間の取扱い

これまでは、共済責任の始まった日から2週間以内に当該家畜に共済事故が生じた時は、原則として補償されませんでした。が、**加入者間取引（加入者Aから加入者Bに取引された場合）**については、**一定の条件を満たせば補償されます。**



家畜共済からのお願い

- 家畜の異動の記録をお願いします。
(家畜を購入、売却、出生したとき)
- 牛の加入にあたって
 - ・ 個体識別番号が印字された耳標を必ず装着してください。
 - ・ 牛の飼養目的(用途)によって包括共済家畜区分が変わりますので、加入する牛の個体ごとに飼養目的を申告してください。(例:搾乳や肥育など)
- 牛トレーサビリティ情報の届出は速やかに行ってください。
 - ・ 引受及び事故確認にトレサ情報を利用して、飼養等を確認しますので、耳標の装着と出生・転入・死亡等の各種届出は速やかに行ってください。
- 牧場等へ牛を頼む場合は必ずご連絡下さい。また戻ってきた際は組合への連絡とトレサ情報の転入登録を忘れずに行ってください。
- 事故発生にあたって
 - ・ 家畜の異常を発見したら、すみやかに獣医師に連絡し指示に従ってください。
 - ・ 死亡や廃用事故が発生したら、NOSA I 並びに獣医師へ速やかに報告してください。
支払共済金が限度を超えた場合でも、事故がありましたら報告してください。
- 養畜を止めた際に未経過期間の掛金等の返金がありますので、速やかにご連絡をお願いいたします。



診療センターからのお願い

診療受付時間について下記のようにしています。ご理解ご協力をお願いします。

- ・ 診療受付時間及び当日の人工授精依頼の受付時間
(午前 8 時 30 分～午前 9 時 30 分)

※上記以外の時間については、急患のみの受付となります。

獣医師の診療などの際は、立ち会っていただくとともに、保定の協力をお願いします。

○お問い合わせは、NOSA I へお願いいたします。

- ・ 下記の無料サービスをご利用ください。

(※おかけの間違いにご注意ください。つながりにくい場合は、代表番号または直通番号へおかけください。)

県 南 支 所 ☎ 0120-059-431	0224-63-2012 (代)	県南家畜診療センター	☎ 0224-25-4565
中 央 支 所 ☎ 0120-832-141	0229-87-8275 (直)	中央家畜診療センター 兼 家畜診療研修所	☎ 022-345-2241
県 北 支 所 ☎ 0120-818-413	0220-22-8412 (直)	中央家畜診療センター 古川支所	☎ 0229-28-2581
本 所 ☎ 0800-170-6701	0229-87-8286 (直)	県北家畜診療センター	☎ 0220-35-2880

このパンフレットは制度内容を理解しやすくするため簡略化しておりますので、詳しくは、NOSA I へお問い合わせ下さい。